

豊中市上下水道局情報化推進会議設置要綱

(設置)

第1条 豊中市上下水道局情報化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 推進会議設置の目的は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 上下水道局における情報化計画の策定及び実施
- (2) 情報化推進に向けた情報の共有化
- (3) 情報化推進に伴う情報セキュリティの確立
- (4) 情報化推進に係る事項の検討、調査及び研究

(組織)

第3条 推進会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

2 座長、副座長及び委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

3 座長は推進会議の職務を総理し、座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する副座長がその職務を代理する。

4 推進会議は、必要に応じて座長が招集する。

5 座長が必要と認めるときは、委員のほか関係者を出席させることができる。

(情報化推進部会)

第4条 推進会議に、上下水道局の情報化推進に係る専門事項について検討、調査及び研究を行わせるために、情報化推進部会を置く。

2 情報化推進部会の組織については、別に定める。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、経営企画課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

【別表】

推進会議の構成	左の構成に充てる職員	備 考
座 長	経営部長	
副 座 長	座長の指名による	
委 員	技術部長 経営部次長 技術部次長 お客さまセンター長 猪名川流域下水道事務所長 総務課長 経営企画課長 窓口課長 給排水サービス課長 水道建設課長 浄水課長 水道維持課長 下水道建設課長 下水道管理課長 下水道施設課長 猪名川流域下水道事務所維持課長 猪名川流域下水道事務所建設課長 労働組合選出委員（2名） 情報化推進部会長	